第百条の二を第百条の三とし、第百条の次に次の一条を加える。

（純資産額規制比率の縦覧）

第百条の二　商品先物取引業者は、法第二百十一条第三項の規定により書面を作成するときは、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　法第二百十一条第四項において準用する法第九十九条第七項に規定する純資産額

二　市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額並びにこれらの合計額

三　純資産額規制比率

2　補完的項目の額に、劣後債務（第三十八条第一項第九号及び第十号に掲げるものをいう。以下この項において同じ。）の額がある場合には、次に掲げる事項を前項に規定する書面に注記しなければならない。

一　当該劣後債務の金額

二　当該劣後債務の契約日又は発行日

三　当該劣後債務の弁済期日又は償還期日

第百一条第一号中「上場商品」を「上場商品構成物品」に改め、同条第七号中「受託契約の有効期間」を「注文の有効期限」に改める。

第百二条第一項第一号中「外国において商品取引受託業務に相当する業務を営む者」を「外国商品先物取引業者（令第二条第二号に規定する外国商品先物取引業者をいう。）」に、「商品取引員」を「商品先物取引業者」に改め、「商品市場における取引等」の下に「又は外国商品市場取引等」を加え、同号イ中「商品取引員」を「商品先物取引業者」に、「第七条第一項第三号」を「第九条第一項第三号」に改め、同号ロ及びハ中「商品取引員」を「商品先物取引業者」に改め、同項第二号中「（昭和二十四年法律第二百二十八号）」を削り、「商品取引員」を「商品先物取引業者」に改め、「商品市場における取引等」の下に「又は外国商品市場取引等」を加え、同項第三号中「商品市場における取引で」を「商品市場における取引等又は外国商品市場取引等で」に改め、「商品市場における取引等」の下に「又は外国商品市場取引等」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第五号に規定する居住者をいう。）である顧客（個人である顧客（以下「個人顧客」という。）を除く。）から前条第一号から第三号まで及び第五号から第七号までに掲げる事項について同意を得た上で、同条第四号に掲げる事項については時差を考慮して必要な幅を持たせた同意の範囲内で商品先物取引業者が定めることができるものとして外国商品市場取引等の委託を受ける行為

第百二条第二項中「商品取引員」を「商品先物取引業者」に改め、同条第三項中「商品取引員」を「商品先物取引業者」に改め、「商品市場における取引等」の下に「又は外国商品市場取引等」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（不招請勧誘の禁止の例外）

第百二条の二　法第二百十四条第九号の主務省令で定める行為は、商品先物取引業者が継続的取引関係にある顧客（既に当該商品先物取引業者と次の各号に掲げるいずれかの契約を締結している者をいう。）に対し、訪問し、又は電話をかけて、令第三十条に規定する商品取引契約の締結を勧誘する行為とする。

一　令第三十条に規定する商品取引契約

二　金融商品取引法施行令第十六条の四第一項に規定する金融商品取引契約

第百三条中「第二百十四条第九号」を「第二百十四条第十号」に改め、同条第一号中「委託者資産の返還、委託者の指示の遵守その他の委託者」を「委託者等の指示を遵守することその他の商品取引契約に基づく委託者等」に改め、同条第二号中「商品取引受託業務」を「商品市場における取引の受託」に改め、「自己の」の下に「計算による」を加え、同項第五号中「対し、」を「対し」に改め、同項第六号を次のように改める。

六　商品市場における取引等の委託、外国商品市場取引等の委託又は店頭商品デリバティブ取引若しくはその媒介、取次ぎ若しくは代理（次号及び第八号において「店頭商品デリバティブ取引等」という。）につき、顧客（特定委託者（法第百九十七条の四第五項又は第八項の規定により一般顧客とみなされる者を除き、法第百九十七条の五第四項（法第百九十七条の六第六項において準用する場合を含む。）又は法第百九十七条の五第六項（法第百九十七条の六第六項において準用する場合を含む。）の規定により特定委託者とみなされる者を含む。以下同じ。）及び特定当業者（法第百九十七条の八第二項において準用する法第百九十七条の四第五項又は第八項の規定により一般顧客とみなされる者を除き、法第百九十七条の九第二項において準用する法第百九十七条の五第四項又は第六項の規定により特定当業者とみなされる者を含む。以下同じ。）を除く。）に対し、取引単位を告げないで勧誘すること。

第百三条第七号中「委託」の下に「、外国商品市場取引等の委託又は店頭商品デリバティブ取引等」を加え、「転売又は買戻しにより」を削り、「顧客」を「委託者等（特定委託者及び特定当業者を除く。）」に改め、同条第八号中「委託につき」を「受託、外国商品市場取引等の受託若しくは店頭商品デリバティブ取引等又はこれらに係る勧誘に関して」に改め、同条第九号中「商品市場における取引等」の下に「又は外国商品市場取引等」を、「上場商品構成物品等」の下に「（外国商品市場における上場商品構成物品等に相当するものを含む。）」を加え、「取引等と対当する取引等（これらの取引等」を「取引と対当する取引（これらの取引」に、「その取引等」を「その取引」に改め、「顧客」の下に「（特定委託者及び特定当業者を除く。）」を加え、同条に次の十六号を加える。

十　法第二百十四条第九号に規定する商品取引契約の締結を勧誘する目的があることを顧客（特定委託者及び特定当業者を除く。）にあらかじめ明示しないで当該顧客を集めて当該商品取引契約の締結を勧誘すること。

十一　商品市場における相場又は商品市場における相場若しくは取引高に基づいて算出した数値を変動させ、又は取引高を増加させることにより実勢を反映しない作為的なものとなることを知りながら、商品市場における取引の委託を受けること。

十二　商品市場における取引等、外国商品市場取引等又は店頭商品デリバティブ取引等に関し、受渡状況その他の顧客に必要な情報を適切に通知していないと認められる状況において、商品先物取引業に係る行為を継続すること。

十三　商品先物取引業に係る電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況にあるにもかかわらず、商品先物取引業を継続すること。

十四　委託を行った商品先物取引仲介業者の商品先物取引仲介業に係る法令に違反する行為を防止するための措置が十分でないと認められる状況にあるにもかかわらず、商品先物取引業を継続すること。

十五　委託を行った商品先物取引仲介業者の商品取引事故につき損失の補てんを行うための適切な措置を講じていないと認められる状況にあるにもかかわらず、商品先物取引業を継続すること。

十六　委託を行った商品先物取引仲介業者に顧客に対する金銭又は有価証券の受渡しを行わせること。

十七　個人顧客を相手方として店頭商品デリバティブ取引を行う場合において、当該個人顧客がその計算において行った店頭商品デリバティブ取引を決済した場合に当該個人顧客に生ずることとなる損失の額が、当該個人顧客との間であらかじめ約した計算方法により算出される額に達する場合に行うこととする店頭商品デリバティブ取引の決済（次号において「ロスカット取引」という。）を行うための十分な管理体制を整備していない状況にあるにもかかわらず、商品先物取引業を継続すること。

十八　個人顧客を相手方として店頭商品デリバティブ取引を行う場合において、当該店頭商品デリバティブ取引について、ロスカット取引を行っていないと認められる状況にあるにもかかわらず、商品先物取引業を継続すること。